

(目的)

第1条 この条例は、売買、貸借、請負、その他の契約の締結について法令その他別に定めるものを除くほか必要な事項を定めることを目的とする。

(議会の議決を経べき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経なければならない契約は、予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請負とする。

(仮契約)

第3条 前条及び函館市財産条例(昭和39年4月1日函館市条例第6号)第2条に規定する不動産又は動産の買入れ、又は売払いの契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を落札者又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書をこれ等の者に交付するのを例とする。

2 前項の規定による契約に関する事件については、次の議会にこれを提出しなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 函館市工事請負条例(昭和23年6月10日函館市条例第40号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に契約締結中のものについては、この条例により契約締結したものとみなす。

附 則(昭和52年10月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月16日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。